相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区菊水上町二条三丁目五二番地、最後の住所札幌市白石区北郷一条一四丁目一番三号　被相続人　亡　袴田　昭雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十三日

札幌市中央区大通西一三丁目四番　札幌ＡＢＥビル四階　野田信彦法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　正佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字和徳町三五四番地、最後の住所青森県弘前市大字浜の町東三丁目一〇番地四一　被相続人　亡　今　軍之進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十三日

青森県弘前市大字元大工町一六番地

相続財産管理人　山川　理宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県山本郡三種町鹿渡字片カリ橋二二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　児玉　愛美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十三日

事務所　秋田県能代市大町五番二六号　池条法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池条　有朋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市中央区寒川町二丁目一〇二番地、最後の住所千葉市若葉区若松町三六一番地二二二　被相続人　亡　長谷川壽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十三日

事務所千葉県中央区中央三丁目一五番三号　朝日プラザマンション四階　双葉法律事務所　相続財産管理人　弁護士　安川　秀穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市久保平賀四三一番地、最後の住所千葉県柏市酒井根六丁目二三番一三号　被相続人　亡　中山　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十三日

事務所千葉県松戸市松戸一二八一―二九　松戸スクエアビル五階　東葛総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　長浜　有平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳　被相続人　亡　岡野八兵衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十三日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市大字惣社一一六番地一〇、最後の住所長野県松本市大字惣社一一六番地の一〇　被相続人　亡　木下　浩子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十三日

事務所東京都千代田区麹町三―四麹町K―118ビル七階大森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山根　元寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市幸町二六四五番地、最後の住所東京都町田市木曽西一丁目三三番七―一〇九号　被相続人　亡　笹本　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十三日

東京都日野市高幡一〇〇八―六　新扇屋ビル三〇二　高幡法律事務所

相続財産管理人　谷口　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市北園町一一六番地五七、最後の住所新潟県長岡市北園町二番五二号　被相続人　亡　海津　忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十三日

新潟県長岡市稽古町甲一六二五番地二

相続財産管理人　佐藤　翼

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県大野市伏石第一八号七二番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　宮田　修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十三日

福井県大野市美川町三番一〇号

相続財産管理人　金森　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市中御所一丁目一四番地、最後の住所長野県長野市中御所一丁目一五番一二号　被相続人　亡　清水　有

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十三日

長野県長野市鶴賀七瀬七四五番地一

相続財産管理人　弁護士　鏡味　聖善

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市大字南長野新田町一五二八番地一号、最後の住所長野県長野市桜新町六三九番地　被相続人　亡　西澤　和孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十三日

長野県長野市大字長野桜枝町一一七七番地五

相続財産管理人　弁護士　竹内　喜宜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県尾西市開明字南瀬古一九番地、最後の住所不明　被相続人　亡　杉本　光輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十三日

事務所岐阜市江川町一六番地　弁護士法人森川・鈴木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区竹田七瀬川町一五番地、最後の住所京都市伏見区下油掛町一六八の一番地　被相続人　亡　橋場美恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十三日

京都市中京区三条通新町西入釜座町二二ストークビル三条烏丸二〇四　かまんざ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松崎　和彦